

# 会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回あま市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和5年5月9日（火） 午後2時00分 から 午後2時35分 まで
開催場所	あま市役所 3階 庁議室
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長あいさつ</li> <li>2 会長あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員の指名について</li> <li>4 議題 あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について</li> <li>5 報告 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による各制度の状況について</li> <li>(2) データヘルス計画の策定について</li> </ol> </li> </ol>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次第</li> <li>○委員名簿</li> <li>○配席図</li> <li>○あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span> 概要、改正文、新旧対照表</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響による各制度の状況について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span></li> <li>○関係用語・定義集</li> </ul>
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
出席委員	木下委員、横井委員、伊藤委員、下方委員、渡邊委員、井村委員、山田委員、村上委員、佐藤委員
欠席委員	藤井委員
事務局	<p>【市民生活部】 長谷川部長</p> <p>【保険医療課】 上村課長、近藤主幹、澤田課長補佐、植田係長、山田係長</p>

会議の経過（議事概要）

事務局	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和5年度第1回あま市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>なお、藤井委員より欠席のご連絡がございましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>本日の協議会は、あま市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により、公開で開催いたします。また、同要綱第7条の規定により、本日の協議会終了後、会議録を作成し、市の公式ウェブサイトに掲載いたしますので、ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、会議次第に添って進めさせていただきます。</p> <p>始めに、村上市長から、ごあいさつを申し上げます。</p>
市長	市長あいさつ
事務局	続きまして、当協議会の山田会長から、ごあいさつをお願いいたします。
会長	会長あいさつ
事務局	<p>前回の協議会終了以降、委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>保険医又は保険薬剤師を代表する委員として、あま市医師代表の下方辰幸委員。被用者保険等保険者を代表する委員として、全国健康保険協会愛知支部の佐藤誠委員でございます。</p> <p>続きまして、事務局を紹介させていただきます。市民生活部長の長谷川です。保険医療課長の上村です。保険医療課課長補佐の澤田です。保険医療課係長の植田です。同じく係長の山田です。最後に私、主幹の近藤と申します。</p> <p>事務局は、以上でございます。</p> <p>ここで、市長は他の公務のため退席させていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
市長	【退席】
事務局	<p>本日の協議会は、委員10人中9人のご出席があり、あま市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。</p> <p>以降の進行につきましては、山田会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>速やかな議事進行に、皆様方のご協力をお願いいたします。</p> <p>次第3「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。議事録署名委員は、協議会規則第9条により、会長指名となっております。</p> <p>本年度の議事録署名委員には、伊藤委員と井村委員を指名しますので、よろしくお願いたします。</p>
両委員	【了承】
会長	<p>次第4議題「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」でございます。</p>

	<p>この議題は市長の諮問事項となっておりますので、ご審議のほどよろしく          お願いします。          事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議題について説明】</p>
会長	<p>事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
村上委員	<p>限度額が引き上げられることで、税金はどの様になりますか。</p>
事務局	<p>限度額の引上げによる、国民健康保険税の税金への影響を令和4年度の賦課データを基に試算したところ、後期支援分について、59世帯に影響があり、合計で約476万円の増額になります。          今回の改正は、後期支援分のみ限度額が改正されることから、医療分及び介護分につきましては影響ございません。</p>
会長	<p>他にご意見等はございませんでしょうか。</p>
木下委員	<p>国民健康保険税が減額となる対象世帯が拡大されるとのことですが、税金はどの様になりますか。</p>
事務局	<p>減税対象となる所得基準の引上げによる、国民健康保険税の税金への影響を令和4年度の賦課データを基に試算したところ、5割軽減については、37世帯増加し、約177万円の減額となります。          2割軽減については、32世帯増加し、約83万円の減額となります。端数等の調整を含め、全体で約253万円の減額となります。          先ほどご質問をいただきました、限度額の引上げと、今回ご質問いただいた、軽減世帯の拡大による国民健康保険税の税金への影響額を含めて試算しますと、合計で約223万円の増額となります。</p>
会長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>
佐藤委員	<p>前年度の限度額の引上げ状況はどうでしたか。</p>
事務局	<p>令和4年度は、3万円の引上げを行い、合計額を99万円から102万円と改正しております。</p>
佐藤委員	<p>限度額は、毎年度引上げられていますか。</p>
事務局	<p>地方税法施行令の改正に準じて、課税限度額を改正しております。令和3年度は、改正を行っておりませんが、令和2年度は、3万円の引上げ改正を行っております。</p>
佐藤委員	<p>医療費の適正化を図ることで、限度額の引下げに繋がらないか。</p>
事務局	<p>高所得層に応分の負担を求めることで、中間所得層の負担軽減を図ることができるため、地方税法施行令に準じて改正を行っております。</p>
会長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>
渡邊委員	<p>地方税法施行令はどのようなもので、何を基準に定めているのか。</p>

事務局	課税限度額に達している世帯の割合が、全体の0.5%から1.5%の範囲内に収まるよう、地方税法施行令に国民健康保険税の基礎課税額等の限度が規定されております。本市の課税限度額は、基礎課税額等の限度の額に準じて改定を行っております。
会長	他にご意見等はありませんか。 ご意見等はないようですので、委員の皆様にお諮りします。当局案を承認することにご異議ありませんか。
	<b>【異議なし】</b>
会長	「異議なし」と認めます。「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、当局案のとおり承認し、「承認」の答申書を提出させていただきます。
会長	続きまして、次第5報告(1)「新型コロナウイルス感染症の影響による各制度の状況について」事務局の説明を求めます。
事務局	<b>【次第5報告(1)について説明】</b>
会長	事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。
渡邊委員	傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の感染疑いも対象となるが、感染疑いはどう判断するのか。
事務局	高熱や体調不良など新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある場合、認定しております。
渡邊委員	感染疑いの場合、本人申告のみで良いのか。
事務局	制度開始当初は、医療機関の証明や医師の診断書の提出が必要となっておりますでしたが、医療機関等のひっ迫回避の対応として、医療機関の証明や診断書は、必ずしも必要ではないと国から示されております。 感染が疑われ、医療機関等を受診していない方であっても、事業主の証明により労務不能と認められる場合は、傷病手当金の支給対象となるため、医療機関の証明は必要ございません。
渡邊委員	傷病手当金の支給件数のうち、新型コロナウイルス感染症の陽性者と感染疑いの方の人数や比率はわかりますか。
事務局	資料を持ち合わせていないため、分かりかねます。
渡邊委員	議事録を公開する際に、傷病手当金の支給件数のうち、新型コロナウイルス感染症の陽性者と感染疑いの方の比率を示していただきたい。
事務局	国民健康保険の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会社を休みやすい環境を整備することが重要であるとの観点から、制度化されたものです。 発熱、咳、喉の痛みなどの症状により、感染が疑われるため欠勤した際は、医療機関又は事業主の証明を受けることで、傷病手当金として給与の3分の2相当額を支給しております。 陽性者の件数は、申請書や添付書類を確認することで把握は可能ですが、新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかは、傷病手当金の受給要

	件では無いことから、陽性者の件数等は整理しておりません。
渡 邊 委 員	2年度、3年度、4年度の状況を記録しておくことで、今後予算を立てる際など活用できるのではないかと。
事 務 局	傷病手当金は、感染拡大を防止するという趣旨もございます。 また、医療機関等の負担軽減のため、医師の判断により検査を行わず、症状で診断する「みなし陽性」もでございます。 傷病手当金やみなし陽性の趣旨からも、感染状況まで把握する必要はないと判断し、集計を行っていないことをご理解いただきたい。
渡 邊 委 員	理解はいたしますが、把握して頂きたいと思います。
会 長	ご意見ありがとうございました。 次回、具体的なデータをお持ちであれば、ご報告いただきたいと思います。
会 長	他にご意見等はございませんか。次に移ります。 次第5報告(2)「データヘルス計画の策定について」事務局の説明を求めます。
事 務 局	<b>【次第5報告(2)について説明】</b>
会 長	事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
佐 藤 委 員	有識者からの意見聴取やスケジュールなどは、どのように考えていますか。
事 務 局	国民健康保険連合会の保健事業支援・評価支援委員会において、有識者等を交え協議し、支援を受けながら策定を進める予定です。
佐 藤 委 員	有識者の構成は。
事 務 局	医療専門職や大学教授など、データヘルス計画を策定する専門家となります。
会 長	他にご意見等はございませんか。
渡 邊 委 員	現計画の進捗状況をご報告いただくことで、次期計画において重点項目や新たな項目の追加など協議ができるのではないかと。
事 務 局	第3期データヘルス計画では、第2期データヘルス計画の振り返りが含まれます。第2期データヘルス計画の成果を検討し、第3期データヘルス計画に反映できるよう進めてまいります。
会 長	他にご意見等はございませんか。次に移ります。 次第6「その他」でございます。委員の皆様からご意見やご報告等はありませんか。
会 長	ご意見等はないようですので、これをもちまして本日の協議会を終了します。

【開始時間 午後2時00分】

【終了時間 午後2時35分】

上記の会議録が、令和5年5月9日に開催された、令和5年度第1回あま市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和5年5月9日

あま市国民健康保険運営協議会

会 長 山 田 精 二

議事録署名者 伊 藤 龍 男

議事録署名者 井 村 なを子